令和６年度　第１回頸城区地域協議会次第

日時：令和６年５月１３日（月）
午後６時３０分～
場所：頸城コミュニティプラザ
２階　２０３会議室

１　開　会

２　所長あいさつ

３　自己紹介

４　地域協議会制度の説明

５　会長並びに副会長の選任について

６　協議事項

（１）　地域協議会の運営について

・会議の招集に必要な委員の数について
・会議録の確認者について
・会議の議事を決定するときに議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否かについて
・委員が会議の議題を提出する場合の方法について
・地域協議会だよりの編集方法について
・会議の座席順、開催日時、会場について
・諮問案件等における書面による審議について

（２）上越市地区公共交通談話会委員及び頸城区地域福祉懇談会委員の選出について

（３）その他

７　報告事項等

（１）地域協議会委員の委員証及び名刺について

（２）令和６年度頸城区総合事務所の組織体制について

（３）令和６年度頸城区における主な事業について

（４）令和６年度地域独自の予算事業について

（５）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について

８　その他

（１）令和６年度　第２回頸城区地域協議会の日程について

９　閉　会

資料№.１

頸城区地域協議会について

審議事項 （※は根拠例規）	これまでの状況	審議結果
会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第６条	毎回選任方法を協議 （前回） 自薦・推薦後、挙手による多数決	会　長＿＿＿＿＿＿ 副会長＿＿＿＿＿＿
会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第８条第１項第２号	５人	＿＿＿＿人
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第５条第２項	名簿順２名ずつ （会長・副会長を除く）	
議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第８条第３項	取り決めなし	
委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第８条第４項	書面、口頭どちらでも可	
地域協議会だよりの編集方法 ※条例第８条第４項	（編集委員） 名簿順５名ずつ （会長・副会長を含む）	（編集委員）
	（発行回数・時期） 年２回（９月・３月）	（発行回数・時期）
	（編集方法など） 編集会議２回 ①構成決定　②原稿作成 ③編集　　④発行	（編集方法など）
会議の座席順 ※条例第８条第４項	五十音順	

審議事項 （※は根拠例規）	これまでの状況	審議結果
会議の開催日時 ※条例第８条第４項	（開催日） 毎月第３水曜日	（開催日）
	（開催時間） 午後６時３０分	（開催時間）
会議の会場 ※条例第８条第４項	頸城コミュニティプラザ ２０３会議室	
書面による審議 ※条例第８条第４項	資料№２のとおり	（実施の条件） （実施の判断） （表決方法）
その他 ※条例第８条第４項		

＜参考：関連例規＞

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第６条　地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第８条　会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1)　会長が必要と認める場合

(2)　それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第５条　略

２　前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

資料№.２

諮問案件における書面審議について

１　書面審議に関する事項を定める理由

・地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。（例外規定なし）

・一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。

・これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

２　書面審議の方法

・地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。

①諮問に関する資料を委員へ送付

②委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会

③各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有

④各委員が諮問事項の可否を表明

⑤事務局が可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）

⑥市へ答申

・附帯意見は、下記 5 で定めた方法により取り扱う。

３　書面審議を実施する条件

・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合

・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合

・その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合

４　書面審議の実施に係る判断

・正副会長の協議により、会長が決定

５　書面審議の表決

・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす

・前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる

・附帯意見の取扱

意見集約の結果及び答申案を基に正副会長が協議を行ない、会長が決定する

６　その他

・このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。

令和６年度 頸城区における主な事業

資料№.５

（単位：千円）

	事　　業	課　　名	令和6年度 当初予算額
1	**庁用自動車の運行に関する経費**	総務課	3,396
	○庁用自動車への電動車の導入 ・電気自動車1台、ハイブリッド車（軽自動車）1台		
2	**みどりのまち推進事業**	都市整備課	689
	○区内を花いっぱいにする活動を通じて、住環境の整備やコミュニティの醸成を図るため、頸城線、高速側道交差点近くの植樹帯 40 メートルの間にモデル的に花木を植栽する。 ・地域独自の予算（頸城線植栽モデル事業、（689））		
3	**文化施設管理運営費**	文化振興課	11,571
	○坂口記念館の適切な維持管理を行うとともに、郷土出身の応用微生物学の世界的権威である坂口謹一郎博士の業績や人物像を顕彰し、教育、学術及び文化の振興を図る。 ・地域独自の予算 （坂口記念館の特色を活かした講座事業（103）、花の苗里親育成事業（367））		
4	**多文化共生推進事業**	多文化共生課	1,584
	○外国人市民も安心して暮らせる地域を目指すため、相互の食や文化を体験する国際交流フェスタを開催する。 ・地域独自の予算（歌おう踊ろう！くびき国際交流フェスタ（1,584））		
5	**頸城コミュニティプラザ整備事業**	地域政策課	1,260
	○頸城コミュニティプラザの機能や環境を維持するために必要な整備を行う。 ・高圧交流電流負荷開閉器更新工事 ・電気自動車充電用コンセント配線工事		
6	**頸城区地域振興事業**	地域政策課	2,176
	○頸城のまつり補助金 ・頸城の祭典 地域の活性化と来場者との交流を図るため、芸能ステージ、露店等を実施する。 ・大池まつり 大池いこいの森のＰＲと地域の活性化を図るため、青空市場（キッチンカー・各種露店の出店、ミニ縁日の開催）、ニジマスのつかみ取りを実施する。 ・地域独自の予算 （頸城区の情報を定期的に発信するポータルサイト事業（879））		
7	**軽便鉄道機材等保管・維持管理費**	地域政策課	615
	○頸城区の産業遺産である軽便鉄道機材を維持管理し、地元の団体と連携した公開イベント等を行うことにより、市内外からの集客のほか、郷土の歴史や文化を周知し、地域の活性化を図る。 ・地域独自の予算（ふるさとの宝を保存し、後世に歴史的意義を伝える事業（211））		
8	**老人クラブ助成事業**	高齢者支援課	1,386
	○老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ活動への補助金（頸城区内12クラブ） 1クラブ当たり補助金（年額）：3,500円×活動月数＋450円×会員数 ○老人クラブ連合会非加入の単位老人クラブ活動への補助金（頸城区内7クラブ） 1クラブ当たり補助金（年額）：1,500円×活動月数＋150円×会員数 ○老人クラブ連合会活動への補助金		
9	**生活支援ハウス運営費（頸城区）**	高齢者支援課	13,123
	○生活支援ハウス（くびきの里）の管理運営及び設備修繕、整備を行う。 ・キュービクル更新		
10	**児童遊園管理運営費**	こども政策課	420
	○公園管理報償費（31児童遊園） ○区内児童遊園の遊具の修繕 ・森本児童遊園トイレ屋根修繕		
11	**頸城区観光振興対策事業**	観光振興課	1,197
	○区内の観光振興対策事業への補助金 ・頸城区観光協会補助金 ・地域独自の予算（大池の四季を感じる散策ツアー事業（197））		

令和６年度 頸城区における主な事業

資料No.５

（単位：千円）

	事　　業	課　　名	令和6年度 当初予算額
12	**大池いこいの森等の維持管理経費**	観光振興課	5,819
	○大池いこいの森等の維持管理を行う。 ・大池いこいの森小池遊歩道　　舗装陥没修繕 ・大池いこいの森ビジターセンター　　スポットクーラー設置工事 ・地域独自の予算（大池のキャンプ場を活かし遊歩道から山城巡回を楽しむ事業（449）、大池いこいの森施設運営事業（4,315）） **道路整備事業**	道路課	64,790
	○安全で安心な暮らしを実現し、快適な生活環境を確保するため、市民の最も身近な生活関連道路の整備を進める。 ・市道新北川線　　道路維持修繕工事 L=160m ・市道西福島北福崎線　　道路防災対策工事 ・橋梁修繕工事　　無名橋外2橋		
14	**消防施設整備事業**	危機管理課	12,309
	○消防水利施設の更新、整備を行う。 ・地上式消火栓（百間町地内、潟口地内、大蒲生田地内）		
15	**頸城区スクールバス等運行事業**	学校教育課	36,691
	○区内各小中学校の登下校及び校外学習実施時にスクールバスを運行する。 南川小学校スクールバス、大瀁小学校スクールバス、頸城区スクールバス（一般混乗便大池線）で計5台を運行。スクールバス更新1台		
16	**小学校教育援助費**	学校教育課	250
	○外国人市民が安心して暮らせる地域を目指すため、外国人市民の小中学生を対象とする学習支援を行う。 ・地域独自の予算（外国人市民の児童・生徒への学習支援事業（250）） **ユートピアくびき管理運営費**	社会教育課	58,242
	○市民の学習、文化活動の場として十分に活用できるよう施設の管理運営を行う。 ・空調設備ファンコイルユニット修繕		
18	**頸城区公民館管理運営費**	社会教育課	10,980
	○頸城地区公民館5分館の管理運営を行う。 （南川分館、西部分館、大坂井分館、明治分館、明治南分館の維持管理） 南川分館・西部分館・大坂井分館・明治南分館の非常階段塗装修繕、大坂井分館手摺り設置 **公民館事業**	社会教育課	1,563
	○公民館主事1人と運営委員27人を中心に地域の実情とニーズを把握し、公民館事業を行う。 ・頸城地区公民館事業（主に区内全域を対象） ・7分館事業（南川、大瀁、西部、大坂井、明治、明治南、明治東の各地区を対象） ○生涯学習フェスティバル事業補助金 ・くびき文化祭（区内で活動する市民や団体の学習成果を発表、展示し学習意欲を高める。）		
20	**一般スポーツ活動推進事業　各種補助事業等**	スポーツ推進課	231
	○くびき総合スポーツフェスタ補助金 ・運動実施率向上を目標に、区民が参加できる様々なスポーツイベントを開催する団体の活動を支援するため、補助金を交付する。 **頸城区体育施設管理運営費**	スポーツ推進課	39,505
	○市民のスポーツ活動の場として十分に活用できるよう施設の管理運営を行う。 （Ｂ＆Ｇ海洋センター、くびき球場、ふれあいグラウンド、いきいきコート、テニスコート、ゲートボールコート、カヌー艇庫の維持管理） ・頸城Ｂ＆Ｇ海洋センター券売機改修修繕		
22	**介護予防事業　地域ささえ合い事業（特別会計）**	高齢者支援課	4,755
	○地域ささえ合い事業は、高齢者の介護予防、地域での自立した生活、心身の健康保持を図るために必要な支援を行うもの。地域における介護予防の重要性を啓発するとともに高齢者の支え合い体制を構築するため、地域ささえ合い事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。 ・通いの場（サロン）　年間　70回　・介護予防教室　年間　43回 ・認知症カフェ、家族の集い　年間　1回		

資料№.6

令和6年度地域独自の予算事業

■目的

それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るため、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現するもの

■令和6年度予算総括表

区　名	取組件数（件）	予算額（千円）	区　名	取組件数（件）	予算額（千円）
高　田	17	8,363	安　塚	3	2,363
新　道	2	3,246	浦川原	6	2,631
金　谷	6	4,376	大　島	3	1,692
春　日	8	2,415	牧	12	4,892
諏　訪	5	1,922	柿　崎	7	6,962
津　有	5	2,589	大　潟	6	5,460
三　郷	6	2,672	頸　城	10	9,044
和　田	2	578	吉　川	7	5,615
高　士	8	3,648	中　郷	8	8,179
直江津	9	5,531	板　倉	6	10,537
有　田	4	4,203	清　里	4	3,959
八千浦	2	1,268	三　和	10	15,772
保　倉	4	1,018	名　立	12	5,689
北諏訪	5	891	計	180	126,277
谷浜・桑取	3	762			

令和6年度地域独自の予算事業　地域自治区別事業一覧表

※実施主体と提案団体が異なる場合は、「実施主体」欄に括弧書きで提案団体名を記載している。

区名		事 業 名	実施主体	予算額（千円）	歳出科目		
					目の名称	事業名	課名
頸城区			計　10件	9,044			
	1	頸城線植栽モデル事業	くびき花の会	689	みどりのまち推進費	みどりのまち推進事業	都市整備課
	2	坂口記念館の特色を活かした講座事業	市（提案団体：特定非営利活動法人　くびき来夢ネット）	103	文化振興費	文化施設管理運営費	文化振興課
	3	花の苗　里親育成事業	市（提案団体：特定非営利活動法人　くびき来夢ネット）	367	文化振興費	文化施設管理運営費	文化振興課
	4	歌おう踊ろう！くびき国際交流フェスタ	特定非営利活動法人　頸城区観光協会	1,584	多文化共生推進費	多文化共生推進事業	多文化共生課
	5	頸城区の情報を定期的に発信するポータルサイト事業	ジモ活Base	879	地域振興費	地域振興事業	地域政策課
	6	ふるさとの宝を保存し、後世に歴史的意義を伝える事業	特定非営利活動法人　くびきのお宝のこす会、市（提案団体：特定非営利活動法人　くびきのお宝のこす会）	211	地域振興費	地域振興事業	地域政策課
	7	大池の四季を感じる散策ツアー事業	特定非営利活動法人　頸城区観光協会	197	観光交流費	観光振興対策事業	観光振興課
	8	大池のキャンプ場を活かし、遊歩道から山城巡回を楽しむ事業	雁金城跡保存会	449	観光交流費	観光施設等整備事業	観光振興課
	9	大池いこいの森施設運営事業	特定非営利活動法人　頸城区観光協会	4,315	観光交流費	観光施設等整備事業	観光振興課
	10	外国人市民の児童・生徒への学習支援事業	わくわくクラブ	250	教育振興費	小学校教育援助費	学校教育課

資料No.７
令和6年5月13日
農政課

農業経営基盤強化の促進に関する計画「 地域計画 」の策定について（概要）

令和６年５月

上越市農林水産部（農政課）

1　地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和５年４月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**１０年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合って、まとめていきます。

2　地域計画の概要

⑴　**根拠法令**（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約]　市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約]　市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

⑵　**事業主体**

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

⑶　**計画策定期間**

令和５・６年度（２か年）

⑷　**計画策定区域**

地域自治区　２６計画　※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

⑸　**参加者**

農業者等、農家組合長、ＪＡえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会　など

⑹　**まとめ（結果）**

・協議状況　・・・　市ホームページで適宜公表
・地域計画　・・・　令和７年３月に全計画を公告　　※農地の所有権や利用権は移動しません。

※　計画策定区域（２６地域）

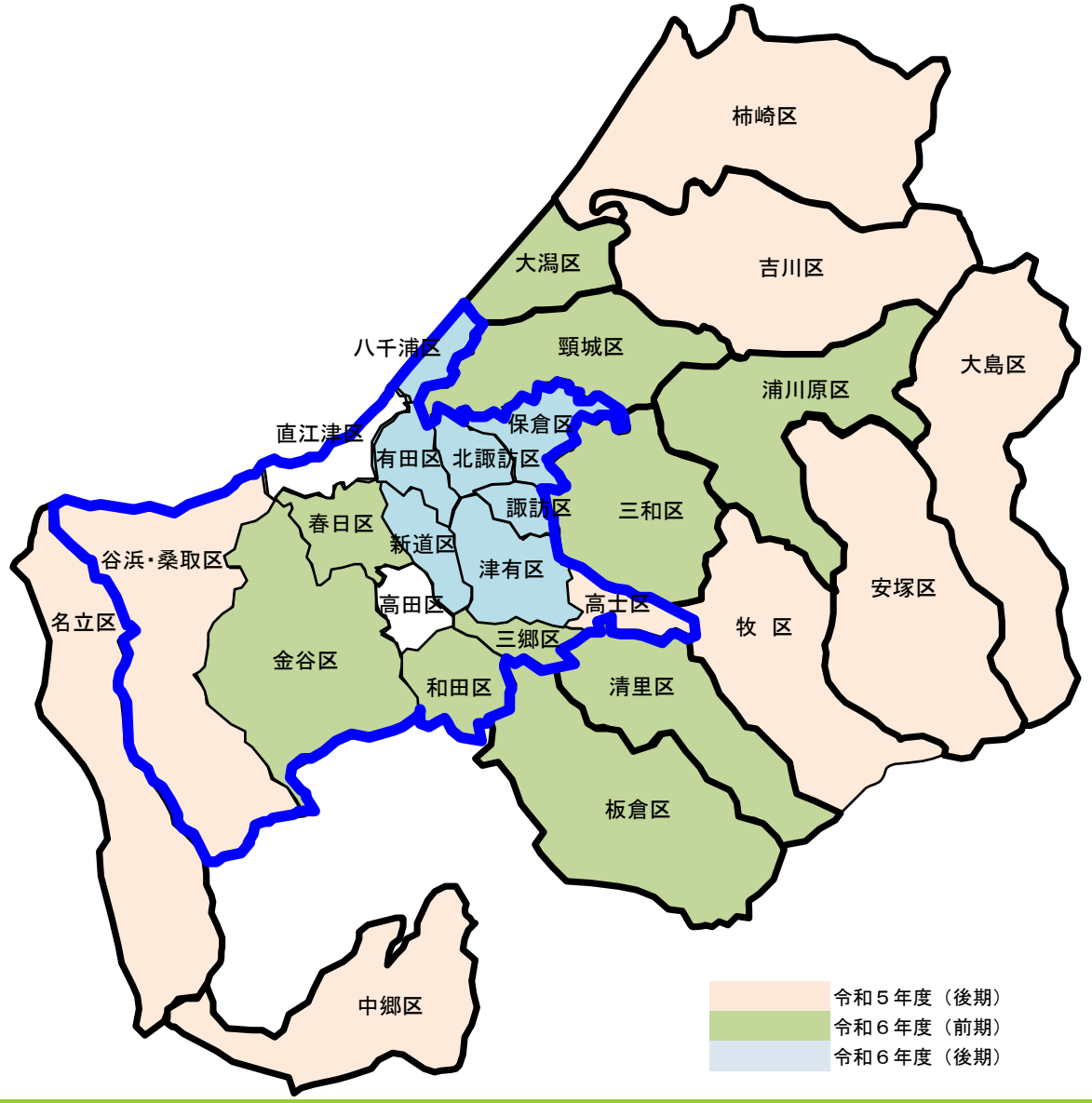

1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大潟区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域：26地域		

3　地域計画の記載事項

⑴　当該地域における農業の将来の在り方

①地域計画の区域の状況
②地域農業の現状と課題
③地域における農業の将来の在り方

⑵　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
②担い手に対する農用地の集積に関する目標
③農用地の集団化（集約化）に関する目標

⑶　目標を達成するために必要な措置

①農用地の集積、集団化の取組
②農地中間管理機構の活用方法
③基盤整備事業への取組
④多様な経営体の確保・育成の取組
⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

⑷　地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

・農業者氏名、作物名、経営面積など

⑸　目標地図

・１０年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※　その他任意事項

①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携⑩その他

4　頸城区の地域計画の進め方（※検討中）

⑴　計画策定区域

頸城区

⑵　参加者

・農業関係者　：農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）、農家組合長など
・アドバイザー：ＪＡえちご上越、関川水系土地改良区
・オブザーバー：新潟県（上越地域振興局）
・事務局　　：上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

⑶　協議（話し合い）

・時期：第１回　令和６年６月中旬～下旬
　　第２回　　７月上旬～中旬
　　第３回　　７月下旬～８月上旬
・会場：ユートピアくびき希望館　　※会場、協議回数は変更する場合があります

⑷　まとめ（結果）

・協議状況　・・・　市ホームページで適宜公表
・地域計画　・・・　令和７年３月に全計画を一括公告　　※農地の所有権や利用権は移動しません。